

(1) 生活排水ベストプラン

1 生活排水ベストプランとは

生活排水ベストプランは、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の污水排水処理施設を最も効率的に配置して、整備や維持管理を進めるための県の構想です。

2 生活排水ベストプランの改定

生活排水ベストプランは平成7年度に策定され、平成15年度に第1回改定、平成21年度に第2回改定、平成28年度に第3回改定を行いました。そして、第4回改定となる今回は、急激な人口減少や厳しい財政事情等といった社会情勢の変化に対応するとともに、さらなる事業の効率化を目指しています。

【第4回改定の概要（令和5年3月）】

今回の改定では第3回改定に引き続き、整備区域や整備手法について市町村ごとに見直し、一部区域においては、集合処理から個別処理へと転換し、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の連携により生活排水対策のスピードアップを図り、污水处理の早期概成を目指しています。さらに、長期的な視点では、過年度より検討を行っている「広域化・共同化計画」を基に污水处理施設の統廃合等の既存ストックを有効活用した効率的な維持管理を推進するなど、持続可能な污水处理運営を行うための再構築を図ることとしています。

整備人口と普及率の年度別・事業種別目標

区 分		現況 (令和2年度)		中期計画 (令和14年度)		長期計画 (整備完了時)	
		整備人口 (人)	普及率 (%)	整備人口 (人)	普及率 (%)	整備人口 (人)	普及率 (%)
集合処理	下水道	1,766,323	63.5	1,938,058	71.1	2,023,910	80.1
	農（漁）業集落排水施設	169,734	5.4	115,911	4.3	73,320	2.9
	コミュニティ・プラント	13,449	0.3	6,338	0.2	1,465	0.1
	集合処理 計	1,949,506	69.2	2,060,307	75.5	2,098,695	83.1
合併処理浄化槽		485,774	16.7	485,937	17.8	427,126	16.9
污水处理人口合計		2,493,234	86.0	2,546,244	93.4	2,525,821	100.0
全県人口		2,900,321	—	2,727,090	—	2,525,821	—

※四捨五入により、普及率の合計が合わないものがあります。

長期的な運営管理計画（広域化・共同化計画）

人口減少や施設の維持管理費の増大に対応し、県と市町村等が協働して持続可能な汚水処理事務運営を目指すため、「広域化・共同化計画」を策定し、事業の効率化を図ります。

計画では、広域的な連携メニューについて、短期・中期・長期の時間軸に区分し、各段階における具体的な取組内容をハードとソフトに分けて定めています。

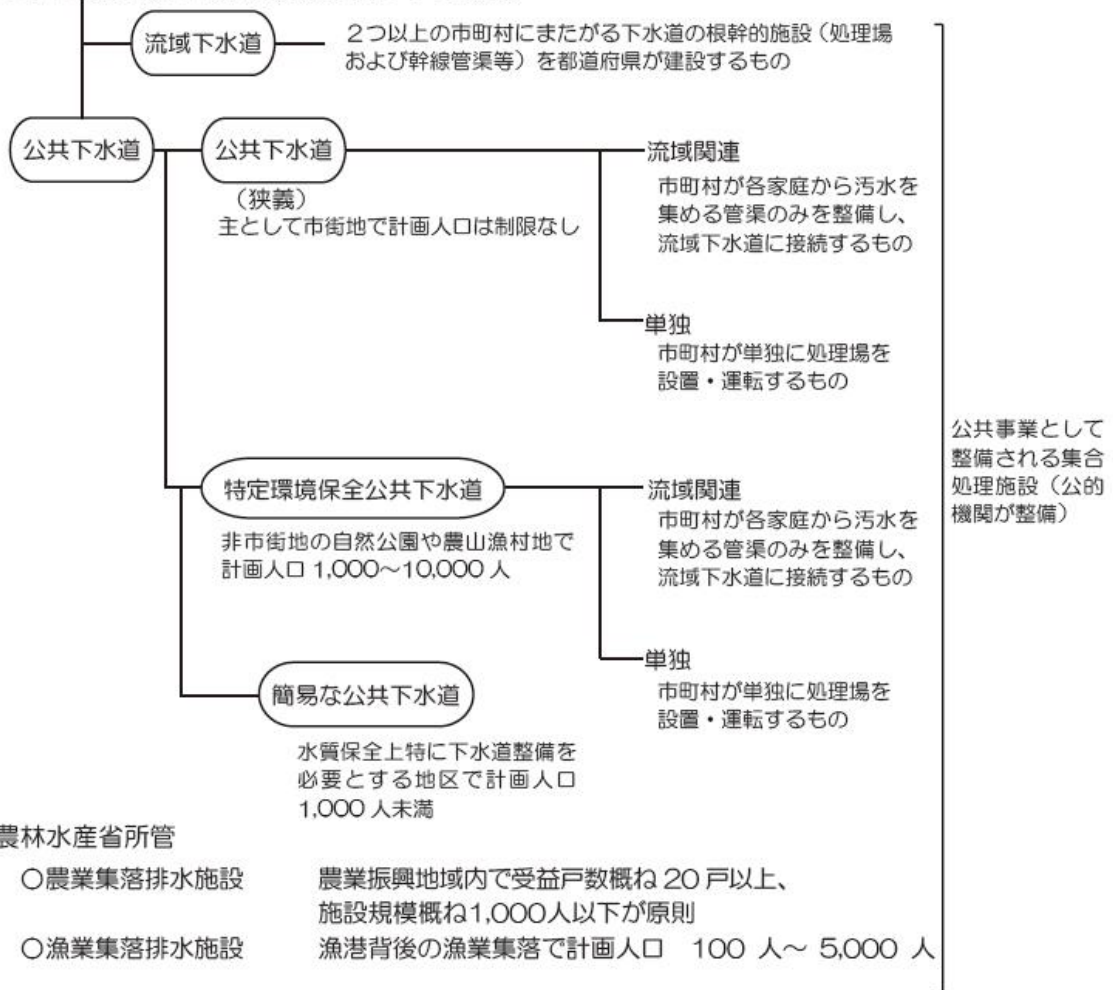
広域化・共同化計画（概要）

広域的な連携メニュー			取組時期		
			短期 （令和 5 ～ 9 年度）	中期 （令和 10 ～ 14 年度）	長期 （令和 15 ～ 34 年度）
ハードメニュー			・各施設の統廃合予定時期に合わせて各種検討や協議、工事等を実施		
	汚水処理施設の統廃合	下水道と下水道の統合	1（部分統合）	2	5
		農業集落排水施設の下水道への統合	9	16	45
		農業集落排水施設と農業集落排水施設の統合	—	7	6
		し尿処理施設等の下水道等への統合	3	3	5
	汚泥処理の共同化		—	1	1
ソフトメニュー	災害時対応の共同化	応急復旧資機材の相互融通等	・実施内容（役割分担、共同化の範囲の設定等）検討 ・協定締結 ・応急復旧資機材の相互融通実施 ・汚水等の相互受入実施		
	人材育成の共同化	勉強会・講習会の共同開催	・現在実施中の勉強会・講習会の内容検討（再構成） ・勉強会等の継続実施		
	計画策定の共同化	全体・事業計画等の共同発注	・参加団体の調整 ・共同発注の内容（仕様書、発注範囲の設定等）やスキームの検討	・合意形成 ・共同発注の実施	
	維持管理の共同化	水質検査や管渠の点検・調査等の共同発注	・参加団体の調整 ・共同発注の内容（仕様書、発注範囲の設定等）やスキームの検討	・合意形成 ・共同発注の実施	
		下水道台帳のデジタル化・共同化	・参加団体の調整 ・共通 PF（プラットフォーム）のメリットや費用等の検証 ・共通 PF への参加検討		
	事務の共同化	排水設備工事業者登録等の共同化	・参加団体の調整 ・共同化の内容（協定の内容、適用範囲の設定等）やスキームの検討	・合意形成 ・共同化の実施	

生活排水処理施設の種類

生活排水を処理する施設には様々な種類があり、国土交通省、農林水産省及び環境省の各所管により各種の事業が実施されています。

(1) 国土交通省所管（下水道法に基づく下水道）



(2) 農林水産省所管

- 農業集落排水施設 農業振興地域内で受益戸数概ね 20 戸以上、施設規模概ね 1,000 人以下が原則
- 漁業集落排水施設 漁港背後の漁業集落で計画人口 100 人～ 5,000 人

(3) 環境省所管

- コミュニティ・プラント 「一般廃棄物処理計画」に基づき、市町村が設置・維持管理するもの
- 合併処理浄化槽 個人設置型……………個人が設置・維持管理をするもの
公共浄化槽……………市町村が設置・維持管理をするもの（市町村設置型）